

県内障がい福祉サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部長
(公印省略)

鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱の一部改正及び
令和8年度交付申請について

本県の障がい福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記補助金について、別添のとおり交付要綱を改正しましたので御承知ください。
また、本補助金の交付を希望される場合は、下記のとおり交付申請をお願いします。

記

1 改正の概要

補助対象事業者に「鳥取県内で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の指定を受けた、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所を運営するもの」を追加

2 申請方法

法人ごとに事業所分を取りまとめの上、メールにて次の書類を担当に御提出ください。

- (1) 交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1－1号）
- (3) 所要額内訳書（様式第1－2号・様式第1－3号）
- (4) 収支予算書（様式第2号）

3 申請期限

令和8年11月30日（月）

（担当）

ささえあい福祉局 障がい福祉課
生活支援・指導担当 渡邊

電 話：0857（26）7193

ファクシミリ：0857（26）8136

電子メール：shougai Fukushima@pref.tottori.lg.jp